



2025 年 10 月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター

こどもの人権について

未来を担うこどもたちが心豊かで健やかに成長できる社会づくりに向け、平成元(1989)年に「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」として国連総会で採択され、わが国も平成6(1994)年に批准をしました。

この条約において、こどもは、18歳未満のすべてのこどもが大人と同じように尊厳を持った一人の人間とされ、「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命・生存・発達の権利」「こどもの意思の尊重」という4つを柱にし、権利の実現を考える上で大切な原則であるとしています。そして、その思いは、令和5(2023)年のこども家庭庁の創設や「こども基本法」の施行に結びつき、取り入れられています。

しかし今もなお、こどもに対する痛ましい虐待・いじめ・体罰・貧困問題など、こどもを取り巻く人権侵害が後を絶たず社会問題となっています。

もしかしたらと思ったら、「こどもの人権110番(0120-007-110)」、「189(いちはやく)ダイヤル」や市区町村などにおいても専門相談員による専門窓口も設けていますので、躊躇^{ためら}わず利用してみてもいいのではないでしょうか。



「ハラスメント」について

『ハラスメント』とは、行為者の言動や行為、差別的な発言や行動・威嚇・いじめなどにより相手を不快にさせたり、相手の尊厳を傷つけたりする行為のことです。

ハラスメントの現場は、仕事場や家庭、外出先など多岐にわたりますが、ハラスメントの防止に向けて、労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法など法の整備が行なわれ、ハラスメント対策の促進が図られています。

ハラスメントには様々な種類があります。例えば、性的な言動によって不快感を与えたり、職場環境を悪化させたりするセクシャルハラスメント（セクハラ）、優位な立場を利用し、業務の適正範囲を超えた言動で、相手に苦痛を与えるパワーハラスメント（パワハラ）、理不尽な要求や嫌がらせで過度な要求により精神的・身体的負担を与えるカスタマーハラスメント（カスハラ）、倫理や道德に反した言葉や態度によって相手の人格や尊厳を傷つけ、苦痛を与え追い詰めるモラルハラスメント（モラハラ）などが、社会的認知度も高いのではないのでしょうか。



そのようなハラスメントが原因で精神を病み、うつ病になったり、退職に追い込まれるケースがあるなど、深刻な社会問題となっています。

このようにハラスメントに対する意識の高まりとともに、ハラスメントが重大な人権侵害で許されるものでないことは周知の事実となっていますが、その一方、ハラスメントへの過剰反応とも言える、正当な行為

にハラスメントだと主張するハラスメントハラスメント（ハラハラ）にも社会的関心が高まっているのも現実です。

これらすべてを法で網羅することは難しいかもしれませんが、そのためにも、当事者それぞれが原点に立ち返り、お互いを思いやることが大事なのではないのでしょうか。

